

【 処置 】

179 皮膚欠損用創傷被覆材（皮下組織に至る創傷用）の算定について

《令和6年5月31日》

○ 取扱い

- ① 次の創傷等に対する皮膚欠損用創傷被覆材（皮下組織に至る創傷用）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 挫創
 - (2) 挫滅創
 - (3) 褥瘡
 - (4) 皮膚潰瘍
- ② 次の創傷等に対する皮膚欠損用創傷被覆材（皮下組織に至る創傷用）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 熱傷・凍傷（Ⅰ度）
 - (2) 擦過傷
 - (3) 挫傷
 - (4) 搔創

○ 取扱いを作成した根拠等

皮膚欠損用創傷被覆材（皮下組織に至る創傷用）については、厚生労働省通知^{*1}に「皮下組織に至る創傷に使用されるものであること」と示されている。

また、厚生労働省通知^{*2}に、手術縫合創に対して使用した場合や皮下組織に至る創傷又は熱傷以外に使用した場合は算定できない旨示されている。

①に掲げる創傷はいずれも皮下組織に至る創傷であり、上記通知の要件を満たすものである。

一方で、②に掲げる創傷は一般的に皮下組織に至る創傷とは言えない。

以上のことから、当該材料について、①に掲げる創傷に対する算定は原則として認められる、②に掲げる創傷に対する算定は原則として認められないと判断した。

（※1）特定保険医療材料の定義について

（※2）特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について